

関係機関相談先早見表

下記の項目に該当する方は、平面図などの書類をご準備のうえ、早めに所轄の各機関へご相談ください（内容等によっては、相談が不要な場合もありますので、ご了承ください）。

また、該当の項目がない場合でも、お気軽に各機関へお問い合わせください。

※ご来庁の際は、事前にご連絡の上、来庁日時を予約していただきますようお願いいたします。

消防署と区建築課への相談が必要なもの

新たに建築物を建てる時（一般住宅を除く。）

建築物を増築又は改築（リフォーム含む）するとき※
一般住宅の用途以外で建物を使用するとき※

※区建築課：
事業開始時、特に、
増築や用途変更、
間仕切壁の設置等
のリフォームを行
う場合は、所有者
にその旨知らせる
と共に、事前に建
築士等に相談し、
法令への適合性を
確認してください。
増築や床面積が
200㎡を超える
用途を変更する場
合は法令にもとづ
く建築確認申請が
必要となります。

消防署への相談が必要なもの

消防用設備等を設置し、又は改修するとき

消防署、区建築課、関係機関への相談が必要なもの

有料で人を宿泊させるとき、理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場を営業しようとするとき
試合、映画、音楽など公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場）を営業しようとするとき など

- ・健康福祉局保健部環境衛生課（環境衛生係）へ【旅館業法、興行場法等】
- ・消防署及び区建築課※

病院・診療所・助産所、あんまマッサージ等施術所を始めるとき
衛生検査所、歯科技工所を始めるとき

- ・健康福祉局保健部環境衛生課（医務係）へ【医療法、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等】
- ・消防署及び区建築課※

薬局・ドラッグストア、高度管理医療機器等取扱施設を始めるとき
毒物劇物取扱施設を始めるとき

- ・健康福祉局保健部環境衛生課（薬務係）へ【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等】
- ・消防署及び区建築課※

（老人）福祉事業や介護サービス事業を始めるとき

- ・健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課へ【老人福祉法】
- ・健康福祉局高齢福祉部介護保険課へ【介護保険法】
- ・健康福祉局障害福祉部障害自立支援課へ【障害者総合支援法、児童福祉法】
- ・消防署及び区建築課※

保育事業を始めるとき

- ・こども未来局幼保給付課へ【児童福祉法】
- ・消防署及び区建築課※

飲食店や喫茶店を始めるとき
店内の過半以上をリフォームするとき

- ・健康福祉局保健部食品指導課へ【食品衛生法】
- ・消防署及び区建築課※

キャバレーなど設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる風俗営業などを行う場

- ・事業所の所在地を管轄する警察署（生活安全課）へ

【関係機関 お問い合わせ先】

○建築基準法関係(対象建築物の所在地を管轄する区役所へ)

中区役所建設部建築課	中区国泰寺町一丁目4番21号	082-504-2579
東区役所建設部建築課	東区東蟹屋町9番38号	082-568-7745
南区役所建設部建築課	南区皆実町一丁目5番44号	082-250-8960
西区役所建設部建築課	西区福島町二丁目2番1号	082-532-0950
安佐南区役所農林建設部建築課	安佐南区古市一丁目33番14号	082-831-4952
安佐北区役所農林建設部建築課	安佐北区可部四丁目13番13号	082-819-3938
安芸区役所農林建設部建築課	安芸区船越南三丁目4番36号	082-821-4929
佐伯区役所農林建設部建築課	佐伯区海老園二丁目5番28号	082-943-9745
都市整備局指導部建築指導課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2288

○消防法関係(対象建築物の所在地を管轄する消防署へ)

中消防署予防課	中区大手町五丁目20番12号	082-546-3511
東消防署予防課	東区光町二丁目12番6号	082-263-8401
南消防署予防課	南区的場町二丁目5番14号	082-261-5181
西消防署予防課	西区都町43番10号	082-232-0381
安佐南消防署予防課	安佐南区緑井一丁目10番3号	082-877-4101
安佐北消防署予防課	安佐北区可部南四丁目26番13号	082-814-4795
安芸消防署予防課	安芸郡海田町堀川町3番12号	082-822-4349
佐伯消防署予防課	佐伯区五日市中央七丁目25番18号	082-921-2235

○老人福祉法(老人福祉施設)関係

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2145
-----------------	----------------	--------------

○介護保険法(介護サービス事業所)関係

健康福祉局高齢福祉部介護保険課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2721
-----------------	----------------	--------------

○障害者総合支援法(障害福祉サービス事業所等)、児童福祉法(障害児通所支援事業所等)関係

健康福祉局障害福祉部障害自立支援課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2841
-------------------	----------------	--------------

○食品衛生法(飲食店営業施設、喫茶店営業施設)関係

健康福祉局保健部食品指導課	中区富士見町11番27号	082-241-7404
---------------	--------------	--------------

○旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法等(旅館、理容所、美容所、クリーニング所等)関係

健康福祉局保健部環境衛生課環境衛生係	中区富士見町11番27号	082-241-7408
--------------------	--------------	--------------

○医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等(病院、診療所、助産所、施術所等)関係

健康福祉局保健部環境衛生課医務係	中区富士見町11番27号	082-241-1585
------------------	--------------	--------------

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等(薬局、ドラッグストア等)関係

健康福祉局保健部環境衛生課薬務係	中区富士見町11番27号	082-241-1585
------------------	--------------	--------------

○児童福祉法(保育所)、子ども・子育て支援法(認定こども園)関係

こども未来局幼保給付課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2154
-------------	----------------	--------------

○児童福祉法(児童福祉施設(保育所、認定こども園、児童館、障害児入所施設以外))関係

こども未来局こども青少年支援部	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2161
-----------------	----------------	--------------

○高齢者の居住の安定確保に関する法律(サービス付き高齢者向け住宅)

都市整備局住宅部住宅政策課	中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2291
---------------	----------------	--------------

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業施設、店舗型風俗特殊営業施設、特定遊興飲食店営業施設)関係 (対象建築物の所在地を管轄する警察署へ)

広島中央警察署生活安全課	中区基町9番48号	082-224-0110
広島東警察署生活安全課	東区二葉の里三丁目4番22号	082-506-0110
広島南警察署生活安全課	南区出汐二丁目4番65号	082-255-0110
広島西警察署生活安全課	西区商工センター四丁目1-3	082-279-0110
安佐南警察署生活安全課	安佐南区西原九丁目3-20	082-874-0110
安佐北警察署生活安全課	安佐北区可部四丁目14-13	082-812-0110
海田警察署生活安全課	安芸郡海田町つくも町1-45	082-820-0110
佐伯警察署生活安全課	佐伯区倉重一丁目26-1	082-922-0110

※対象建築物の所在地が広島市以外の方は、広島県又は関係町役場へ確認をお願いします。

<令和7年7月1日修正>